

村民のみなさまへ

# 大潟村役場からのお知らせ

令和2年4月23日

## ” 県緊急事態措置 ” にご協力を！

秋田県は、緊急事態措置として、県全域に5月6日（水）までの間、「外出自粛の要請」「イベント・行事の開催自粛の要請」「施設の使用制限」をお願いしています。感染拡大を防止し、一刻も早く終息させるため、引き続き次の十点に分ご留意いただきご協力をお願いいたします。

### 1. 不要不急の外出はしない

県外へはやむを得ない場合を除き出かけない。また、買い物など生活に必要な場合を除き、多数の人と出会う場所へは行かない。

### 2. 県外からの帰省・訪問を控えてもらう

県外からの帰省や訪問をなるべく控えていただき、やむを得ず来県した場合、家族でも接触機会を最小限にし、健康観察を行う。

### 3. 人との接触を最小限に

「密閉」「密集」「密接」の3密を避け、「会合」「懇談」「集会」等を行わない。屋内外とも、人との間隔を広くとり、会話も最小限にする。

### 4. 隠れた感染者が多い若者は自重した行動を

「感染しても症状が出ない場合」が、特に若者に多く見られることから、若者同士の集団行動を控え、お年寄りの方は、家族でも帰省した若者との接触に注意する。

### 5. こまめな手洗いを

外出時にはマスクを着け、帰宅時をはじめこまめに手洗いをを行う。

### 6. 咳エチケットを守る

咳やくしゃみをする時は、ハンカチやティッシュペーパー、袖等で口や鼻を覆う。

### 7. いきなり医療機関へは行かない

熱や咳など異常を感じた際には、すぐに医療機関に行かず、まず、「あきた帰国者・接触者相談センター（コールセンター）」に電話する。

お問い合わせは

### 【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

大潟村役場住民生活課 TEL. 45-2114

大潟村診療所 TEL. 45-2333

大潟村保健センター TEL. 45-2613

# 【施設の使用制限】

## ◆村内の対応

○休業する施設（期間：4月21日（火）から5月6日（水）まで）

- ・大瀧小学校 ・大瀧中学校 ・なかよし館

○利用休止となる施設（期間：4月22日（水）から5月7日（木）まで）

- ・ふれあい健康館

※平日の8:30～17:15の間は社会福祉協議会の事務は行います。

- ・村民センター（分館を含む）

※平日の8:30～17:00の間はシルバー人材センターの事務は行います。

- ・保健センター機能訓練室 ・コミュニティ会館

- ・公民館

※図書室の本の貸出とちやっこのコピー機の利用に限り、平日の9:00～17:00の間は利用できます。

- ・村民体育館

※テニスコート、野球場、サブグラウンドなどすべての施設を休止します。

- ・干拓博物館 ・漕艇場 ・水上スキー場

○休業する施設（期間：4月26日（日）から5月6日（水）まで）

- ・ポルダ－瀧の湯 ・ホテルサンルーラル大瀧

- ・多目的運動広場（グラウンドゴルフ場） ・多目的グラウンド（サッカー場）

○営業時間短縮等をする施設（期間：4月25日（土）から5月6日（水）まで）

- ・産直センター瀧の店（9:00から17:00まで） ※入場制限も行います。

## ◆県の緊急事態措置

期 間：令和2年4月25日（土）から5月6日（水）まで

区 域：秋田県全域

### 1. 施設の使用停止（休業）の協力を要請する施設

施設の種類	施 設 例
遊興施設等	スナック・パブ・カラオケボックス・ライブハウス・ネットカフェ等
運動施設、遊戯施設	体育館・プール・ボウリング場・パチンコ店・ゲームセンター 遊園地等 テニス場等の屋内施設
劇場等	劇場・映画館等
集会場、展示場等	集会場・博物館・美術館・図書館・動物園等
大学、学校等	大学・専修学校・各種学校などの教育施設
学習塾その他学習支援施設	自動車教習所・学習塾・書道教室・英会話教室・バレエ教室等
ホテル、旅館、休憩施設等	ホテル・スーパー銭湯・温泉休憩施設等のうち宴会やカラオケなど集会に供する部分やゲームコーナー等
商業施設	ペットショップ・おもちゃ屋・DVDレンタルショップ・エステ等

## 2. 感染拡大防止の観点から、営業時間の短縮等の協力を要請する施設

施設の種類	施設例
食事提供施設	飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店等 ※営業時間の短縮（5:00から20:00まで）、酒類の提供を19:00までとし、適切な感染防止対策の協力を要請。 宅配、テイクアウトを除く。

## 3. 発熱者等の施設への入場防止や「3密」の防止、飛沫感染や接触感染の防止、移動時における感染の防止などの適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設の種類	施設例
医療施設	病院・診療所・薬局等
社会福祉施設等	認定こども園・放課後児童クラブ・介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス提供施設・保健医療サービス提供施設等
生活必需品物資販売施設	スーパーマーケット・コンビニエンスストア・食料品売場・ホームセンター等
食事提供施設	飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店等 ※営業時間の短縮（5:00から20:00まで）、酒類の提供を19:00までとし、適切な感染防止対策の協力を要請。 宅配、テイクアウトを除く。
宿泊施設	ホテル・旅館・寄宿舍・下宿等のうち宿泊・食事提供部分
交通機関等	バス・タクシー・鉄道・レンタカー・物流サービス等
工場等	工場・作業場
金融機関、官公署等	銀行・保険会社・官公署・事務所等
その他	理美容室・ゴミ処理関係・銭湯・葬儀場等

### \*\*\* 適切な感染防止対策とは \*\*\*

#### ○発熱者等の施設への入場防止

検温や体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤停止や来訪者の入場を制限する。

#### ○3密（密閉・密集・密接）の防止

施設利用者の入場制限や行列を作らない工夫をし、約2m間隔を確保する。  
換気を行い、密集する会議は中止する。

#### ○飛沫感染、接触感染の防止

従業員のマスク着用と従業員や施設利用者の手指消毒や咳エチケットの実施及び手洗いを励ます。施設内の消毒を定期的実施する。

#### ○移動時における感染の防止

バスや鉄道などによる出勤におけるラッシュ対策を行い、出勤の制限や出張の中止を行う。

## **\*\*\* 県外への外出や県外からの来県がある場合 \*\*\***

県内の感染者の多くは、海外渡航歴のある方や感染が拡大している地域（県外）からの来県者より感染しています。

◆外出者や来県者、同居者の方は、次のことを心がけてください。

- 外出を自粛、或いは最小限にする。
- 人との接触を最小限にする。
- 1日2回検温・記録して変化を観察する。
- 体調に異変を感じたら、相談窓口連絡する。

期間については、感染があまり拡大していない地域でも、2週間を目安としてください。

※現時点で、新型コロナウイルスの潜伏期間は1日～14日（2週間）平均して約5日とされています。

## **\*\*\* 医療機関を受診する前に、まずは相談！ \*\*\***

医療機関で”感染しない、感染させない”ために、すぐに医療機関を受診するのではなく、相談してから行動しましょう。

### **【感染が疑われる場合】**

#### **◆あきた帰国者・接触者相談センター**

いずれも土日祝日も対応しますが、対応時間にご注意ください。

○24時間対応 TEL. 018-866-7050

○9:00～17:00 TEL. 018-895-9176

※ちょっと不安な場合は、診療所や保健センターでも受け付けます。

(平日 8:30～17:15)

## **\*\*\* ハラスメントにご注意ください！ \*\*\***

感染された方とその家族、医療機関の関係者等に対する誹謗・中傷が増えています。このような言動は慎むようお願いいたします。

村民の皆さまには、多くのご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの終息を一刻も早く迎えるためにご協力をお願いいたします。